

WE LOVE 憲法

2013/5/4 第3号
長崎高教組 文責 小田
info@nagasaki-kokyoso.org
TEL 095-827-5882

★ながさき9条フェスタ2013春★ 5月3日(金・憲法記念日) 長崎市公会堂前広場



日本国憲法は1946年11月3日に公布され、半年後の1947年5月3日に施行されました。1948年7月20日公布・施行の国民の祝日に関する法律によって、「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」ことを趣旨とし、国民の祝日の一つとして憲法記念日が制定されました。1947年5月3日の新しい憲法が施行された日こそ「祝日」にふさわしいという思いが全国にあり、各新聞の社説にも「新しい日本の出発」と大きく記載されていたとのことです。左のイラストは、新憲法公布の直後、中学1年生用の教科書として発行された『あたらしい憲法のはなし』

の中の挿絵です。著作発行者は文部省となっています。

さて、「ながさき9条フェスタ」は、戦争を放棄した憲法9条を守ろうと、毎年開かれています。今年の憲法記念日は特に大きな意味を持っています。自由民主党が、憲法9条を改正して戦争のできる国にするための改正草案を作成し、7月の参院選で3分の2を越える議席を取って一気に改憲を進めようとしているからです。今日は、被爆者や市民などおよそ350人(高教組22人)が参加しました。安倍政権は、改憲に向けた議論を活発化させています。国会の憲法



改正の発議要件を「議員数の3分の2以上」と定めた憲法96条を緩和して、その後の手続きを容易にしようとの動きに、参加者達は、将来的な9条改正への懸念を持っています。「長崎県9条の会」呼びかけ人の越中哲也さんは「憲法96条を変えたら、9条も変わる。(日本の)和は、今の憲法ができたからある。変えることはどうなんでしょうか」と呼びかけました。参加者達は「日本が再び戦争をしないよう、9条を守り世界に広げよう」とのアピールを採択し、「ピース9ウォーク」で市内を行進して、道行く人たちに、もっと憲法に関心を持とうと、改憲反対を訴えました。

改正の発議要件を「議員数の3分の2以上」と定めた憲法96条を緩和して、その後の手続きを容易にしようとの動きに、参加者達は、将来的な9条改正への懸念を持っています。

「長崎県9条の会」呼びかけ人の越中哲也さんは「憲法96条を変えたら、9条も変わる。(日本の)和は、今の憲法ができたから

